

# ゆずりあい駐車区画ができました



幅の広い駐車スペースを必要としない歩行困難者用として「ゆずりあい駐車区画」を設け、歩行困難者に、その利用を促すことで、「車いす使用者用 駐車区画の確保」を図る取組を行っています。

本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いいたします。

## <利用対象> 歩行・移動が困難な次の方

- ・介護を必要とするなど、移動に困難のある高齢の方
- ・車いす使用者以外の肢体、視覚、身体内部等に障害のある方で、移動に困難のある方
- ・妊娠中の方やケガをされている方で、移動に困難のある方

## <設置区画数> 4区画

## 利用時のお願い

県民文化会館駐車場の「車いす使用者用 駐車区画」／「ゆずりあい駐車区画」は和歌山県が発行した利用証をお持ちの、移動に配慮を要する方にご利用いただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方は、車のルームミラーに吊り下げるなど外から見えやすい位置に掲示をお願いします。(駐車禁止除外指定車標章でも代用できます。)

利用証をお持ちでない方は、要件に該当すれば交付が受けられます。

利用証の問合せ先 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課

〈電話〉073-441-2532 〈受付時間〉平日(月～金)9:00～17:45

【補足】県民文化会館駐車場の障害者等用駐車区画は11台(車いす使用者用7台、ゆずりあい4台)あります。